平成26年8月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	平成26年8月14日
（２）事業者の氏名又は名称	今井運輸有限会社　代表者今井雅彦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県川口市八幡木3-4-10 （本社営業所）埼玉県川口市八幡木3-5-29
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
（６）違反行為の概要	平成26年6月26日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)